

石綿飛散防止対策の周知活動とりまとめ

これは、「STOP アスベストキックオフ宣言」に基づき、関係団体及び行政機関が令和4年11月から令和5年10月までに実施した石綿飛散防止対策に係る周知活動についてアンケートを実施し、その結果を取りまとめたものです。

1. 関係団体の周知実績（54 団体※）

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 周知ビラの配布 | 約 6,242 枚 |
| 会合・研修会での周知 | 33 回、約 659 人 |
| 会報等への掲載 | 11 回、約 12,345 部 |
| メールマガジンへの掲載 | 14 回、5,506 通 |
| ホームページへの掲載 | 18 団体 |
| 【その他の周知方法】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員宛一斉送信メールでの情報提供 ・ 周知チラシを事務所のカタログスタンドに配架 | |
| 【周知の際に苦慮した点など】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページやメールによる周知は行ったが、どれくらいの人を確認しているか不明 ・ 何度周知しても、自社には関係ないという事業者がいた。オンライン会議の時に説明をした。 | |

※アンケートにご回答いただいた関係団体の総数

2. 行政機関の周知実績（28 府市町村）

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 周知ビラの配布 | 約 7,918 枚 |
| 会議・説明会での周知 | 13 回、約 899 人 |
| 広報紙等への掲載 | 1 回 |
| ホームページへの掲載 | 13 府市町村 |
| 【その他の周知方法】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課へ大阪府・厚生労働省のパンフレットを配布・説明 ・ 庁内メールでの周知 ・ 庁内向けマニュアルおよび QA 集を作成し周知を実施 ・ パンフレットを窓口やパトロール現場において配付（電子データについてはホームページで掲載） | |

【周知の際に苦慮した点など】

- ・ 建物工事や石綿に関する知識がない事務系の職員に、法令を理解してもらうことに苦慮している。
- ・ 施設管理で日頃取引のある業者（地元建具店等の単業種）にまで事前調査制度が周知されておらず、建築の素人である施設管理者に制度周知を行わせることになっている。施設管理者から事前調査制度の問合せがあったため、施設管理者から業者に手順を示す書類を作成し周知を図った。
- ・ 他の環境法令に基づく届出の対象に満たない工事に関与する中小の事業者に対する効果的な周知に苦慮した。
- ・ ホームページに記載する内容を分かりやすくする事。
- ・ アスベストパトロールは下請事業者に対して啓発を行っているが、ほとんど聞き流されている。下請事業者に石綿飛散防止対策（事前調査書面の現場保管）等确实に行うよう元請事業者の監督責任があることを強調して元請事業者に伝える必要があると思う。

3. 行政への意見

| | |
|---------------------------------------|----|
| ・ 適宜、石綿関連の情報をメール配信してほしい。 | 23 |
| ・ チラシ等配布物を充実し、提供してほしい。 | 19 |
| ・ 業界団体・市町村において開催するセミナー等で府職員の講演等を希望する。 | 2 |

【その他意見】

- ・ 解体工事業者や廃棄物処理業者等が周知対象の中心になると思うが、流通製品からも石綿の含有が報告されている事案もあることから、不特定多数に向けた周知・啓発が必要ではないか。その手法として、SNS やオンラインによる動画配信等のデジタル技術を積極的に活用していくべき。
- ・ 解体等の工事を発注する側も、ある程度アスベストに対する認識が必要と思われるので、都道府県でテレビなどのメディアを使った広報は必要だと思う。
- ・ 関係団体に所属しないところへ、どのように周知・啓発していくのかが重要。（例えばパンフレットなど充実させて配布・周知するなど）
- ・ 一企業（最低人数の設定は必要）で 1 名石綿含有建材調査者資格を取得させる事も一つの手段ではないか。
- ・ 有資格者による事前調査が義務化されたが、中小企業が対応するにあたり行政などの支援が必要ではないか。